

平成18年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

愛知県は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、大気基準適用施設及び水質基準適用事業場における排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、排出ガス、排水及びばいじん等について、ダイオキシン類の検査を実施しました。

また、廃棄物焼却炉及び廃棄物最終処分場における、ばいじん等、放流水及び周縁地下水についても、ダイオキシン類の検査を実施しました。

1 行政検査結果

(1) 大気基準適用施設（表1）

検査を行った8施設における排出ガス中のダイオキシン類測定結果は、すべて排出基準に適合していました。

(2) 水質基準適用事業場（表2）

検査を行った12事業場における排水中のダイオキシン類測定結果は、すべて排出基準に適合していました。

(3) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻（表3(1)）

検査を行った2施設におけるばいじん及び燃え殻のダイオキシン類測定結果は、1施設が処理基準に不適合でした。

(4) 廃棄物最終処分場（表3(2)）

検査を行った2施設における放流水のダイオキシン類測定結果は、すべて維持管理基準に適合していました。また周縁地下水については、すべて地下水環境基準値を下回りました。

2 処理基準不適合事例への対応

行政検査の結果がばいじん及び燃え殻の処理基準に不適合であった施設については、直ちに立入検査を実施し事業者に対して適正保管及び適正処理を指導するとともに、基準値を上回ったばいじんを無害化するための中間処理と原因究明を指導しました（平成19年3月2日公表済）。改善対策完了後、事業者の測定結果により、処理基準に適合していることを確認しました。

3 今後の対応

今後とも法に基づき継続して工場・事業場への立入検査を実施し、環境中へのダイオキシン類の排出削減及び排出状況等についての調査を実施していきます。

表1 排出ガス中のダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準
1	安城市環境クリーンセンター	安城市和泉町 大下 38	廃棄物焼却炉	H18.5.25	0.00011	1
2	戸松冶金(株) 犬山工場	犬山市字味加田 1番地	アルミニウム合金製造用施設	H18.6.1	0.31	5
3	田原リサイクルセンター 炭生館	田原市緑が浜 二号 2-91	廃棄物焼却炉	H18.6.8	0.23	5
4	大同エコメット(株) 知多事業所	東海市元浜町 39	亜鉛回収施設	H18.7.13	0.023	10
5	中央精機(株) 本社工場	安城市尾崎町 丸田 1番地 7	アルミニウム合金製造用施設	H18.10.5	0.000042	5
6	日本軽金属(株) 名古屋工場	稲沢市小池 1-11-1	アルミニウム合金製造用施設	H18.10.12	0.0019	5
7	豊田ケミカルエンジニアリング(株)	半田市日東町 1番 30	廃棄物焼却炉	H18.10.19	0.10	1
8	近藤産興(株)	海部郡飛島村 大字梅之郷 字東梅 15	廃棄物焼却炉	H18.10.26	0.29	10

- (注) 1 法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。
 2 新設施設とは、平成12年1月15日以降に新たに設置(着工)された施設をいう。
 3 ng(ナノグラム)：10億分の1g
 4 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

表2 排出水中のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/ℓ)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準
1	一宮市衛生処理場	一宮市奥町字六丁山8	15-イ	H18.12.11	0.0062	10
2	一宮市西部浄化センター	一宮市萩原町花井方字古川新田10	15-イ 15-ロ 15-灰 18	H18.11.6	0.0030	
3	一宮市特定公共下水道汚水処理場	一宮市萩原町花井方字古川新田南切15	15-イ 15-灰 18	H18.11.6	1.1	
4	衣浦西部浄化センター	半田市川崎町4-1	15-イ 18	H19.2.16	0.077	
5	春日井市南部浄化センター	春日井市松河戸町2030	18	H18.12.11	0.17	
6	安城市環境クリーンセンター	安城市根崎町長配地内	15-灰	H18.11.20	0.015	
7	矢作川浄化センター	西尾市港町1	15-イ 18	H19.2.16	0.025	
8	尾張東部衛生組合晴丘センター	尾張旭市晴丘町東33-1	15-灰	H18.12.11	0.023	
9	愛北クリーンセンター	岩倉市野寄町向山760	15-イ	H18.12.11	0.0096	
10	太洋商事(株)	海部郡七宝町大字桂字川向790	17-ロ	H19.2.16	0.0069	
11	中部知多衛生組合	知多郡武豊町字壺町田90-10	15-イ	H19.2.16	0.0057	
12	蒲郡市幸田町衛生組合清幸園衛生処理場	額田郡幸田町大字深溝字黒田8	15-イ	H19.2.19	0.0091	

- (注) 1 pg(ピコグラム)：1兆分の1g
 2 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

表3 廃棄物処理施設に係るダイオキシン類測定結果

(1) 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻

(単位:ng-TEQ/g)

事業場名	所在地	一般廃棄物・産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	ばいじん、燃え殻の処理基準(注1)	備考
知多市清掃センター	知多市北浜町11-4	一般廃棄物	燃え殻	H19.1.17	0.0015	3	新設
			ばいじん	H19.1.17	4.5		新設
オオブユニティ(株)	知多郡東浦町大字森岡字外新切3番3	産業廃棄物	燃え殻	H19.1.26	0.039		既設
			ばいじん	H19.1.26	0.040		既設

(注) 1 ばいじん、燃え殻の処理基準とは、これらの埋立処分等(再生することを含む。)を行う場合に適用される基準である。

2 ng(ナノグラム):10億分の1g。

3 TEQ:ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水

(単位:pg-TEQ/l)

事業場名	所在地	一般廃棄物・産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	廃棄物最終処分場の維持管理基準
田原市赤羽根環境センター最終処分場	田原市赤羽根町西山1-68	一般廃棄物	放流水	H18.12.21	0.0024	10
			周縁地下水	H18.12.21	0.070	(注1)
サンエイ(株)最終処分場	刈谷市泉田町西沖ノ河原	産業廃棄物	放流水	H19.1.30	0.0054	10
			周縁地下水	H19.1.30	0.069	(注1)

(注) 1 周縁地下水の測定結果については、汚染の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である1pg-TEQ/lを参考としている。

2 pg(ピコグラム):1兆分の1g。

3 TEQ:ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考1>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

（単位：ng-TEQ/m³N）

番号	施設名	新設施設の 排出基準	既設施設の 排出基準
1	焼結鉍製造用焼結炉	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5
3	亜鉛回収施設	1	10
4	アルミニウム合金製造施設	1	5
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	0.1
		同 2t/h 以上 4t/h 未満	1
		同 200kg/h 以上 2t/h 未満	5
		同 200kg/h 未満	

- （注） 1 法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。
- 2 既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。
- 3 ng（ナノグラム）：10億分の1g
- 4 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考2>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水）

（単位：pg-TEQ/l）

番号	施設名	排出基準
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス処理施設	
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム溶解炉等の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛回収施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設と同じ）の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの・灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同処理施設	

(注) 1 pg（ピコグラム）：1兆分の1g

2 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考3>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準（ばいじん、燃え殻）及び廃棄物の最終処分場の維持管理基準

1 ばいじん、燃え殻について

- (1) ばいじん：焼却炉の集じん装置により集められたダスト。
- (2) 燃え殻：焼却炉の炉底等から排出される焼却灰、焼却物中の不燃物などの残さ物。

2 ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の基準について

ばいじん、燃え殻の埋立処分等（再生することを含む。）を行う場合のダイオキシン類の処理基準は以下のとおりです。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準値（ばいじん、燃え殻）
（単位：ng-TEQ/g）

廃棄物の種類	処理基準（注1）
ばいじん、燃え殻	3（注2）

注1：処理基準とは、埋立処分等を行う際に適用される基準をいう。（含有量）ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う場合には、この基準値以下となるように処理しなければならない。

2：既施設（平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手されていた施設）からのばいじん、燃え殻については、次のいずれかの方法で処分した場合、基準値は適用されない。

- (1) 重金属が溶出しないようセメント固化する方法
- (2) 重金属が溶出しないよう薬剤処理する方法
- (3) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないよう処理するなどの方法

3 最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類に関する、最終処分場の維持管理基準は以下のとおり。

- (1) 最終処分場の周縁の地下水（海面埋立処分を行う場合は、周縁の海水）の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果当該最終処分場による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（なお、汚染の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である1pg-TEQ/lを参考としている。）
- (2) 浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10pg-TEQ/lに適合するよう維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。